

山鹿市農業機械等整備事業補助金実施要領を次のように定める。

令和8年3月25日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市農業機械等整備事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農業の効率化、省力化等を推進し、農地の保全及び地域の農業振興を図ることを目的として農業機械等を整備する本市内の農業者に対する補助金の交付に関し、山鹿市補助金等交付規則(平成17年山鹿市規則第53号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象とする者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 本市内に住所(法人その他の団体にあっては、事務所の所在地)を有する者
- (2) 本体機械タイプについては、農業者が組織する団体(集落営農組織、機械利用組合(構成員が3戸以上で規約・構成員名簿等があること))、作業機械タイプについては、農業者が組織する団体(集落営農組織、機械利用組合(構成員が3戸以上で規約・構成員名簿等があること))又は農業者
- (3) 農業収入が50万円以上あり確定申告又は住民税申告をしている者
- (4) 市税等の滞納がない者
- (5) 山鹿市暴力団排除条例(平成23年山鹿市条例第19号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者

(補助対象条件)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が次に掲げる要件を全て満たす機械を導入する事業とする。

- (1) 税抜き価格が50万円以上であること。(中古を除く。)
- (2) 補助対象者が自らの経営において使用するものであること。
- (3) 経営規模に応じた性能であること。
- (4) 保管場所が本市内であること。
- (5) 農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。
- (6) その他市長が特に必要と認める機械。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。ただし、国県補助事業の対象となったものは除く。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、山鹿市農業機械等整備事業補助金交付申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書及びカタログ
- (4) 機械等共同利用者一覧同意書 任意団体の場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

(実績報告)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業完了後、30日以内に、山鹿市農業機械等整備事業補助金実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算(見込)書
- (2) 契約書及びカタログ
- (3) 竣工写真(購入した物の写真、製造番号が確認できる写真等)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとき、又は補助決定額を減額したときは、交付すべき補助金等の額を確定し、申請者に通知する。

(補助金の請求等)

第9条 交付決定者は、補助金の請求をしようとするときは、市長に山鹿市農業機械等整備事業補助金交付請求書を提出しなければならない。

(報告の義務)

第10条 補助金の交付を受けた者は、事業実施年度の翌年度から3年間は、毎年4月30日までに山鹿市農業機械等整備事業補助金利用状況報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 利用記録簿
- (2) 共済証書等の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金

の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 関係法令及びこの要領に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるものの他、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は前項の規定により補助金を返還させようとするときは、補助金を返還すべきものに通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、市長が定める期日までに市長が指定する返還方法により補助金を返還しなければならない。

(処分の制限)

第13条 交付決定者は、当該事業により取得した財産については、7年間市長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、市長は、同日後この要領の継続については、同日までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表

事業区分	本体機械タイプ	作業機械タイプ
事業主体	・ 農業者の組織する団体等（集落営農組織、機械利用組合（構成員が3戸以上で規約・構成員名簿等があること））	・ 農業者の組織する団体等（集落営農組織、機械利用組合（構成員が3戸以上で規約・構成員名簿等があること））又は農業者
補助対象経費	下記の要件を満たす農畜生産の規模拡大や経営維持、高付加価値化に必要な機械導入に係る経費	
補助要件等	【補助対象機械】 下記に該当する機械を補助対象とする ・トラクター ・コンバイン、飼料収穫機 ・田植機 ・農業用ドローン ・乗用管理機（ブームスプレーヤー、スピードスプレーヤー等） ・ラジコン草刈機、乗用草刈機 ・その他市長が必要と認める機械 導入する機械については動産総合保険等へ加入をすること。	【補助対象機械】 下記に該当する機械を補助対象とする ・耕運機（ロータリー、カルチ、プラウ等） ・代掻き機（ハロー等） ・排水対策作業機（溝堀機、サブソイラー等） ・施肥、防除、播種作業機（ブロードキャスター、ソワー、シーダー等） ・鎮圧機械（ローラー、麦踏ローラー等） ・中耕培土機（ロータリーカルチ・中耕ローター等） ・均平機械（レベラー等） ・畦塗機 ・オフセットモア 等 ・飼料収穫用ハーベスター 等 導入する機械については動産総合保険等へ加入をすること。
補助率及び補助上限額	本体価格の3 / 10 以内（上限250万円） 1,000 円未満の端数がある場合切捨て	本体価格の3 / 10 以内（上限50万円） 1,000 円未満の端数がある場合切捨て
その他	・ 価格が税抜50万円以上であり中古機械でないこと。 ・ 本体機械については乗用タイプの機械、歩行型の田植機、収穫機械等を対象とする。	・ 価格が税抜50万円以上であり中古機械でないこと。 ・ 作業機械については、原則乗用トラクター等にけん引可能な作業機械を対象とする。